

東久留米市の給与・定員管理等について
(平成27年6月公表)

東久留米市総務部職員課

東久留米市の給与・定員管理等について

市職員の給与制度については、市議会における給与条例、予算などの審議がなされた後に決定しています。総務省指定の公表様式により、市職員の給与・定員管理等の状況についてお知らせします。

目 次

1	総括	3 頁
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5 頁
3	一般行政職の級別職員数等の状況	7 頁
4	職員の手当の状況	8 頁
5	特別職の報酬等の状況	11 頁
6	職員数の状況	12 頁

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	116,417	37,289,403	1,260,453	5,477,775	14.7	15.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

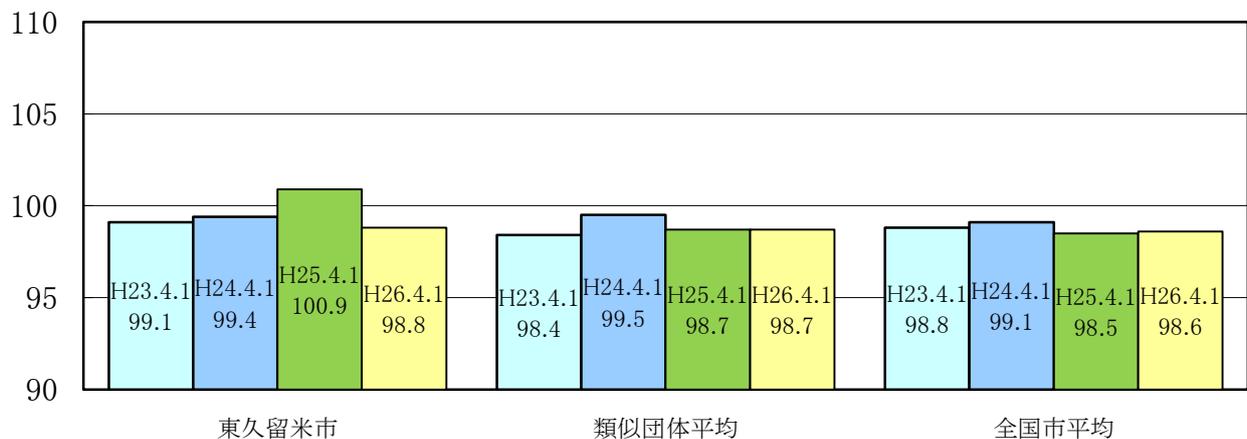
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	562	2,115,427	576,820	780,314	3,472,561	6,179	6,021

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の職員数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【実施】 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、給料月額を平均1.7%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の現給保障を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、東久留米市においては10%を支給。

(実施時期) 未定

③ その他の見直し内容

行政職給料表(一)の3級職(係長)と4級職(課長補佐)を廃止し、新3級職(係長)を設置するとともに統括職として課長補佐を設けた。
3級職(係長)の期末・勤勉手当役職加算率の段階的引き下げを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東久留米市	41 歳	317,308 円	412,258 円	373,421 円
東京都	41.8 歳	325,565 円	456,418 円	414,392 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
東久留米市	43.5 歳	42 人	309,869 円	367,152 円	353,181 円
う ち	清掃作業員	11 人	318,582 円	391,862 円	367,167 円
	学校給食員	19 人	302,668 円	345,495 円	345,495 円
	守 衛	2 人	*	*	*
	用 務 員	2 人	*	*	*
	そ の 他	8 人	288,825 円	331,795 円	321,168 円
東京都	47.9 歳	1,574 人	300,336 円	402,439 円	367,462 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.3 歳	59 人	326,688 円	372,166 円	353,768 円

区 分	民 間			参 考				
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較			
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
東久留米市	—	—	—	—	—	—	—	
う ち	清掃作業員	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.36	6,154,302 円	3,939,100 円	1.56
	学校給食員	調 理 士	40.8 歳	294,700 円	1.17	5,469,334 円	3,931,800 円	1.39
	守 衛	守 衛	58.1 歳	257,800 円	*	*	3,495,400 円	*
	用 務 員	用 務 員	54.3 歳	199,300 円	*	*	2,747,000 円	*
	そ の 他	—	—	—	—	5,195,713 円	—	—

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「*」としています。

その他、数値のない欄については、「—」としています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年度～平成25年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注)1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表しています。

2 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「その他」とは、学校以外の給食調理員です。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		東久留米市	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200 円	181,200 円	総合職 181,200 円
	高校卒	142,700 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	137,200 円
	中学卒	—	—	129,200 円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数9年～11年	経験年数19年～21年	経験年数24年～26年	経験年数29年～31年
一般行政職	大学卒	270,963 円	361,600 円	377,395 円	407,869 円
	高校卒	*	*	*	375,840 円
技能労務職	高校卒	—	304,675 円	326,000 円	*
	中学卒	—	—	*	—

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「*」としています。

その他、数値のない欄については、「—」としています。

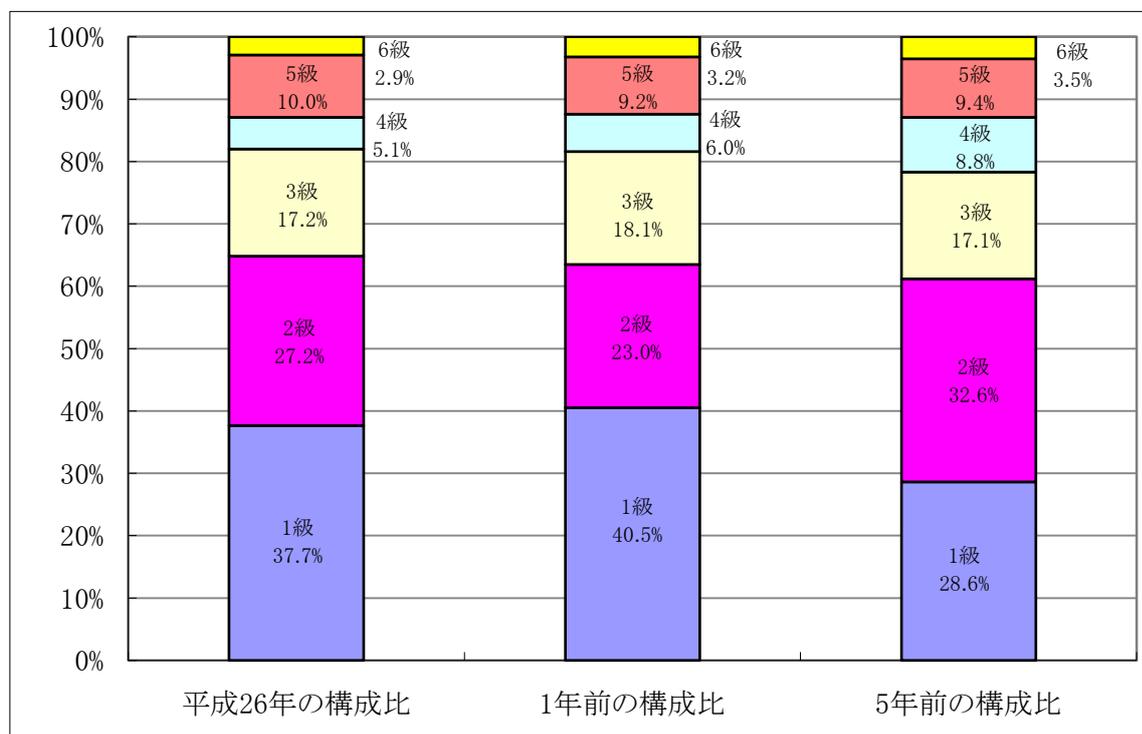
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	10人	2.9%	501,000円	534,000円
5級	課長	35人	10.0%	287,800円	461,400円
4級	課長補佐	18人	5.1%	258,600円	429,500円
3級	係長	60人	17.2%	224,900円	411,900円
2級	主任	91人	26.0%	201,100円	369,300円
	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務	4人	1.1%		
1級	定型的な業務を行う職務	132人	37.7%	138,300円	336,600円

(注)1 東久留米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成21年4月1日に7級制から6級制に変更しました。(旧給料表の1級と2級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
部長職および課長職に対しては、人事評価制度に基づく業績評価・能力評価を実施しています。
課長補佐職以下に対しては、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、毎年9月1日を評定基準日として勤務成績の評定を実施しています。
- 昇給への勤務成績の反映状況
昇給区分の決定について、勤務成績の評定の結果を反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東久留米市	東京都	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,304 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,636 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.00 月分 (1.50)月分 (0.60)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 部長職および課長職に対しては、人事評価制度に基づく業績評価・能力評価を実施しています。 課長補佐職以下に対しては、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、毎年9月1日を評定基準日として勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 部長職および課長職に対しては、平成26年度の人事評価の結果を、平成27年度に支給する勤勉手当に反映させます。</p>

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

東久留米市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 23.75 月分 26.83 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 31.83 月分 35.50 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 46.58 月分 49.73 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 49.73 月分 49.73 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 3,059 千円 21,894 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		244,434 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		369,235 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東久留米市全地域	10 %	662 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		102.5 (98.8)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		136 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		9,714 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		2.1 %		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
不快手当	清掃職員等	小動物の死体処理	136 千円	1体 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	237,027 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	411 千円
支給実績(平成24年度決算)	199,236 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	339 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円 子ども・その他の親族(2人まで) 6,000 円 子ども・その他の親族(3人以上の場合、2人分を除く) 6,000 円 16歳～22歳の子どもがいる場合の加算 4,000 円	異なる	支給対象者、支給単価	39,785 千円	190,357 円
住居手当	当該年度末35歳未満の借家・借間に住居する世帯主等 15,000 円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価	12,115 千円	161,527 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員に対しては6ヶ月通勤定期を一括支給 ・バス利用の者に対しては必要金額をICカード等の使用金額に換算し支給 ・交通用具(自動車、自転車等)使用者に対しては、用具の種類、距離によって細分化された一律の金額を毎月支給	異なる	交通用具使用者の使用距離、及び支給額	40,157 千円	78,585 円
管理職手当	部長職 100,200 円 課長職 65,835 円	異なる	支給対象者、支給額	39,368 千円	874,843 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×135%	異なる	勤務1時間当たりの単価算出方法	6,825 千円	54,170 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×25%	異なる	勤務1時間当たりの単価算出方法	1,202 千円	300,424 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	960,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 市 長	840,000	円	1,063,000 円/ 504,000 円
報 酬	議 長	550,000(522,500)	円	760,000 円/ 420,100 円
	副 議 長	510,000(484,500)	円	670,000 円/ 366,600 円
	議 員	480,000(456,000)	円	620,000 円/ 338,800 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)		
	副 市 長	3.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.5 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	96万円×在職年数×400/100	1,536万円	任期終了時
		84万円×在職年数×300/100	1,008万円	任期終了時

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(注)2 議長、副議長及び議員の報酬月額について

()内は、「東久留米市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例」に基づく、平成23年7月1日から平成27年4月30日までの月額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

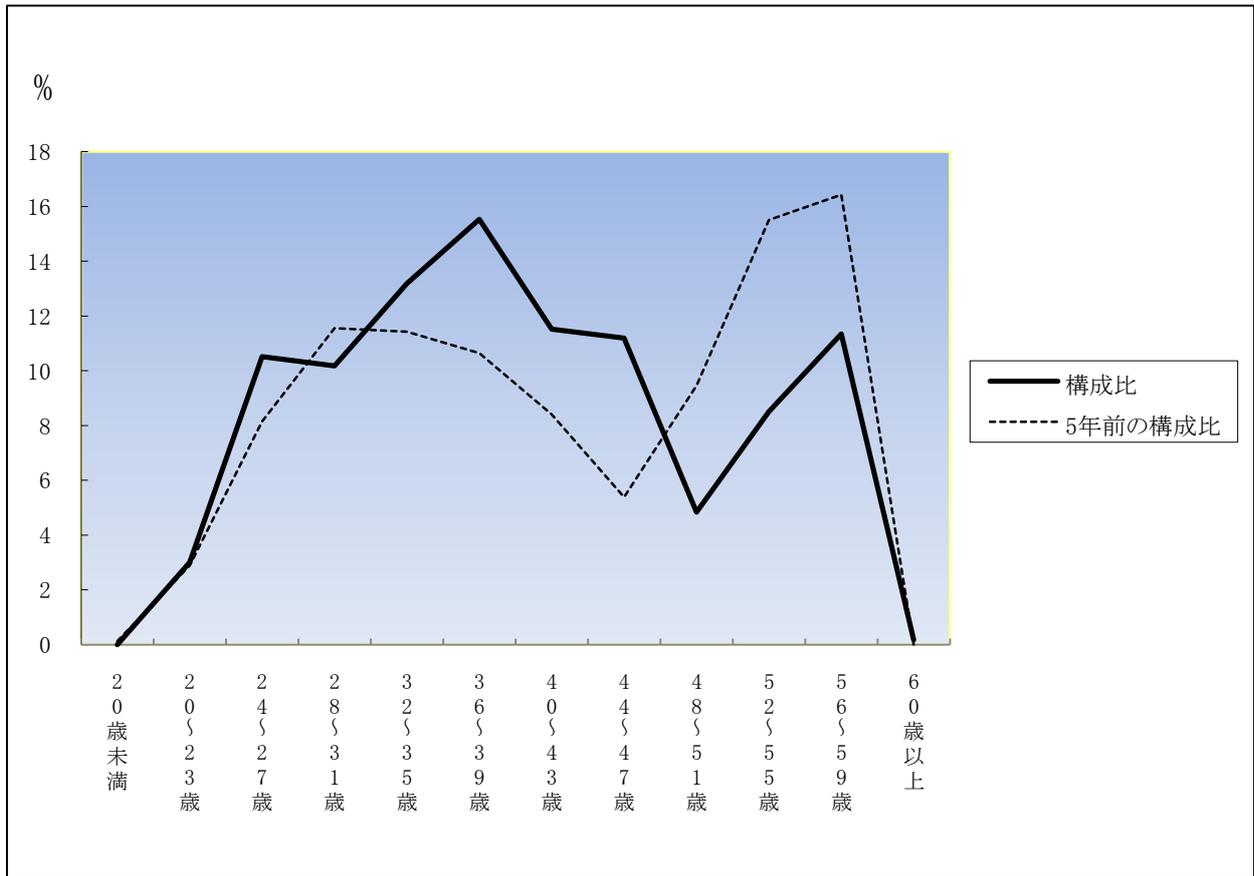
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7 人	7 人	0 人	業務増による増 欠員補充による増 みなみ保育園の閉園に伴う減など 欠員不補充による減
		総 務	107 人	110 人	3 人	
		税 務	50 人	50 人	0 人	
		労 働	0 人	0 人	0 人	
		農林水産	4 人	4 人	0 人	
		商 工	3 人	3 人	0 人	
		土 木	54 人	55 人	1 人	
		民 生	214 人	209 人	△ 5 人	
	衛 生	47 人	45 人	△ 2 人		
		計	486 人	483 人	△ 3 人	<参考>人口1万人当たり職員数 41.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.12 人)
	教育部門	77 人	70 人	△ 7 人	スポーツ祭東京2013の終了に伴う減など	
	消防部門	0 人	0 人	0 人		
	小 計	563 人	553 人	△ 10 人	<参考>人口1万人当たり職員数 47.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)	
公営会計 企業部門	下水道	6 人	6 人	0 人		
	その他	40 人	40 人	0 人		
	小 計	46 人	46 人	0 人		
合 計		609 人	599 人	△ 10 人	<参考>人口1万人当たり職員数 51.45 人	
		[867]	[867]	[0]		

(注)1 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	63人	61人	79人	93人	69人	67人	29人	51人	68人	1人	599人

(注) 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
一般行政	503	497	492	483	486	483	△20 (△4.%)
教育	97	93	87	84	77	70	△27 (△27.8%)
消防	115	0	0	0	0	0	△115 (△100.0%)
公営企業等会計	46	45	45	46	46	46	0 (△.%)
総合計	761	635	624	613	609	599	△162 (△21.3%)

(注)1 職員数は各年における定員管理調査において報告した、教育長を含む部門別職員数です。

2 消防部門の減には、平成22年4月1日からの東京消防庁への事務委託による消防職員の減を含みます。